

「火災保険」

自宅にわざと火をつけて
保険金を請求した。

業者が被害のない部分を
わざと壊して、
保険金を請求した。

「海外旅行保険」

海外旅行中にバッグが盗難された、
と虚偽の申告を行って
保険金を請求した。

「保険金詐欺は 重罪」 です。

(※)

「自動車保険」

車をわざと隠して
盗難被害に見せかけて
保険金を請求した。

加害者と被害者が結託し、
わざと自動車事故を起こして
保険金を請求した。

「医療保険」

通院日数を実際の
通院日より多く申告して
保険金を請求した。



「保険会社」は保険金詐欺を許しません!
発覚したら「警察」に通報します!

(※)罰則

第246条

1項 人を殺して財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する。

2項 前項の方法により、財物上不正の利益を得、又は他人にこれを譲り渡した者も、同法上懲役に処する。

第250条

この条の罪の水滸は、罰する。